

鳥取県との意見交換会

日時 令和2年11月9日（月）10時00分から

場所 県庁 第二庁舎4階 第32会議室

鳥取県専門工事業団体連絡協議会

- 一般社団法人鳥取県電業協会
- 一般社団法人鳥取県管工事業協会
- 一般社団法人鳥取県造園建設業協会

鳥取県との意見交換会（令和2年度）

鳥取県専門工事業団体連絡協議会

1 日 時 令和2年11月9日（月） 10時00分～

2 場 所 県庁 第二庁舎 4階 第32会議室

3 出席者

・鳥取県（6名）

総務部 営繕課

課長	隠 樹 正 人
参事	下 田 悟
課長補佐	岩 村 英 明
課長補佐	松 田 秀 和
課長補佐	神 谷 朋 之
課長補佐	堀 雅 貴

・専門工事業三団体

[鳥取県電業協会]（5名）

会 長（三団体会長）

岡 本 安 量

副会長（東部支部長）

山 本 淳

副会長（中部支部長）

寺 地 建

副会長（西部支部長）

濱 田 修

事務局長

太田垣 順

[鳥取県管工事業協会]（5名）

会 長

荒 川 恵

副会長（東部支部長）

古 川 純 一

副会長（中部支部長）

中 村 博 之

副会長（西部支部長）

林 善 博

事務局長

中 島 睦 郎

[鳥取県造園建設業協会]（3名）

会 長

西 谷 勝 之

副会長

谷 尾 壽 嗣

副会長

門 脇 敏 夫

4 意見・要望 「別 紙」

(令和2年度) 専門工事業3団体「県への意見・要望事項」

(鳥取県専門工事業団体連絡協議会)

(1) PPP/PFI 事業における建設業法の適用について

(内容) 建設業法においては、不当に低い価格や指値での発注を禁止や適正な法定福利費の計上をはじめとした様々な施策によって、建設業の健全な発展や工事の適正な施工の確保が推進されています。

一方で PPP/PFI 事業における建設工事や建設後の施設管理において、そうした適正な契約の実態が不透明化し、重層下請・一括下請・不当な低廉価格での指値発注などが潜在化して横行することにより中小の専門工事業者は経営基盤が弱体化し、ひいては産業全体の衰退に拍車をかけるのではないかと危惧します。指定管理者制度を含む PPP/PFI 事業についても建設業法の諸制度が適用され、そこで働く労働者の雇用を確保し、労働環境改善や人材の確保育成につながるような制度となるよう要望します。

(2) 専門工事下請け再発注時の条件設定について

(内容) 建築工事・土木工事として発注される大型工事では、多くの専門工種が含まれていますが、そのうち我々3団体の工種(管・電気・造園)については分離発注をお願いしてきております。

ただし、分離発注がなされず下請け工事となることがあります。よほど小規模かつ短期間の下請け工事でなければ、専門的な品質管理・工程管理・安全管理等の施工管理が必要になります。

分離発注されなかった専門工事については、元請が下請けに再発注する場合の専門工事業者について、現行の「県内業者」の指定だけでなく、「発注する事務所管内に本店を置く専門工事業者」とし、さらに専門工事の規模に応じて下請け可能な専門工事業者の格付け等級を指定していただくようお願いいたします。

(3) 電子契約の導入について

(内容) 国土交通省発注の工事については現在、工事受注者が従来の紙の契約書による契約と電子契約による契約とを選択できるようになっています。この電子契約システムは契約書そのものだけでなく、現場代理人通知書、契約工程表、下請負通知書などの契約関係書類の登録、提出もできる仕組みになっており、業務効率化、書類保管コストの削減、また、印紙税が不要になるなどのメリットがあります。

既にご検討中のことかもしれませんが、県工事においてもぜひ電子契約の導入に向けた検討、検証を進めていただきたく思います。また、導入される場合にはシステム運用に向けてどのような予定、計画で進めていかれるのか適宜、情報をいただければと思います。

(4) 改正品確法「新・全国統一指標」について

(内容) 令和 2 年 5 月、品確法の改正に伴う公共工事の発注関係事務に関する「新・全国統一指標」の決定がなされました。国土交通省では、その指標の新たな設定方針として①～②を必修項目とし、③～⑤を努力項目と定めています。

- ① 施工時期の平準化
- ② 適正な工期設定（週休 2 日対象工事の設定）
- ③ ICT を活用した生産性の向上
- ④ 総合評価落札方式の改善
- ⑤ 工事中の施行状況の確認

- ・ ①に関しては、以前にも同様の協議をお願いしていますが、4 月～6 月施行の工事は閑散とし、年度末近くは施行が集中し超過労働が多く発生します。この状況に関して、どのように対策されていますか。
- ・ ②と⑤に関しては、国土交通省より本年 8 月「営繕工事における各工程の適正な施行期間の確保」と云う事で、後工程（内装工事、設備工事、舗装工事等）にしわ寄せを生じさせないよう配慮し、工期確保とその確認を指示しています。また、コロナ禍の対策として三密を防ぐ為、過密な工程を回避し適切な工期を設定する事は、今後の重要な課題と考えます。その点に於いて、週休 2 日工事（現場閉所）の推進も有効ではないでしょうか。ご意見をお聞かせ下さい。
- ・ ③に関しては、県に於いて工事関係書類の電子化を検討されて居りますが、現在の進捗と今後の展開を知らせて下さい。
- ・ ④に関しては、現在、コロナ禍に於いて資材・労務・経費の何れも逼迫する状況となっています。今後の受注環境に於いても、減少・悪化が予想され中、適切な利潤が達成される様、入札制度の改善をお願いします。